

令和 6 年度 柏市障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

柏市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 目的

障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 調達方針の適用範囲

この調達方針の適用範囲は、本市の市長部局、行政委員会事務局、教育機関、議会事務局、上下水道局及び消防局とする。

3 調達目標額

令和 6 年度目標額 9, 942 千円

（参考：令和 5 年度実績額 9, 942 千円）

4 調達の推進

柏市は、その業務の遂行に当たっては、障害者就労施設等が提供可能な物品、役務の情報を可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

5 対象となる障害者就労施設等

この調達方針で優先的に調達することとする障害者就労施設等は、法第 2 条第 2 項及び第 4 項に掲げる施設等とする。
（別表参照）

7 調達実績の集計、公表

調達実績については、法第 9 条第 5 項の規定に基づき会計年度の終了後速やかに集計し、市ホームページ等により公表するものとする。

8 その他

柏市にあって障害者就労の推進を所管する部署は、推進に向けた次の努力を行うこと。

- (1) 物品等の調達のほか、障害者就労施設等による庁舎内（出先機関含む）やイベント等での物品の販売のためのスペースの確保に配慮し、障害者就労施設等による販売機会の確保や施設製品のPRを推進する努力。
- (2) 障害者就労施設等が供給出来る物品や役務等の情報を発信するとともに、施設製品の良さを知ってもらうための販売会等を通じ、施設への理解や周知を進め発注促進を図る努力。
- (3) 障害者就労施設等に向けて、庁内各課の公募情報等の情報提供に努め、需要と供給のミスマッチの解消のためのアドバイス等を行い、受注の拡大を図る努力。

附 則 この調達方針は、公表の日から運用する。

(別表)

就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）	障害者総合支援法第５条第１４項に規定され，一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに，知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
就労移行支援事業所	障害者総合支援法第５条第１３項に規定され，一般企業への就労を希望する人に，一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
生活介護事業所	障害者総合支援法第５条第７項に規定され，常に介護を必要とする人に，昼間，入浴，排泄，食事の介助等を行うとともに，創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
障害者支援施設	障害者総合支援法第５条第１１項に規定する障害者支援施設。（就労移行支援，就労継続支援，生活介護を行うものに限る）
地域活動支援センター	障害者総合支援法第５条第２７項に規定され，創作活動又は生産活動の機会を提供，社会との交流等を行う事業所。
共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし，雇用される障害者や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認可を受けた会社。
重度障害者 多数雇用事業者	重度身体障害者を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
在宅就業障害者	自宅において物品の製造，役務の提供の業務を自ら行う障害者。
在宅就業者 支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

調達方針イメージ図

